

2025年2月5日

各位

会 社 名 GFA 株式会社

代表者名 代表取締役社長 片田 朋希

(コード:8783、スタンダード市場)

問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史

https://www.gfa.co.jp/form/corp/

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2024年11月20日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しております訴訟に関して、 下記のとおり判決言渡の確定を確認しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および判決言渡の確定日 東京地方裁判所民事第 16 部 2025 年 1 月 29 日(判決書等を受け取った日: 2025 年 2 月 5 日)

2. 訴訟の提起から判決に至った経緯

当社は当該被告が代表を務める企業に対して 2022 年 12 月 16 日及び 2022 年 12 月 19 日に営業貸付金として融資を実施しました。

その後、貸付先企業より当初の返済期日を過ぎても支払いがなされなかったため、内容証明を送付するなど支払催促も都度行いましたが、それ以降も貸付先企業からの支払いはなされませんでした。

当社は2024年10月4日に貸付先企業及び本件の連帯保証人で当該貸付先企業の代表個人を債務者として、支払督促の申立てを行ったところ、代表個人から2024年10月22日付で督促異議申立てがありました。

そのため本件は、民事訴訟法 395 条の規定により支払督促の申立日に遡って、東京地方裁判所に当該被告に対する貸金返還請求として、30,045,753 円及びこれに対する遅延損害金を求める訴えの提起をしております。

3. 判決の内容

- 1. 被告は、原告に対し、30,045,753 円及び内金 30,000,000 円に対する 2023 年 12 月 16 日から支払済まで年 20%の割合による金員を支払え。
- 2. 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3. この判決は仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

2024年5月15日付「連結業績における営業損失及び特別損失の計上並びに 連結業績の当期予想値との差異に関するお知らせ」で開示のとおり、本債権は貸倒引当金繰入額として計上しており、現時点では本判決が当社の業績に与える影響はありません。

なお、状況の変化等により適時開示が必要となる場合は速やかにお知らせいたします。